

白水小学校学校いじめ防止基本方針

令和2年4月改訂
萩市立白水小学校

この方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条の規定により、白水小学校の全ての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等に関する基本的な方針や具体的な取組等について定めるものです。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条）

2 いじめの対応に係る基本的な考え方

- (1) いじめの防止
- (2) 地域、家庭、学校が一体となった取組の推進
- (3) 対応の視点

3 学校におけるいじめの防止等のための具体的な事項

- (1) 未然防止【いじめの予防】
 - ア 予防的・開発的生徒指導の充実・強化
 - イ 家庭・地域との連携
- (2) 早期発見【把握しにくいいじめへの対応】
 - ア いじめの早期発見に向けた具体的な取組
 - イ 家庭・地域との連携
- (3) 早期対応【現に起こっているいじめへの対応】
 - ア 早期対応に係る学校の体制づくり
 - イ 対応する上での留意点
 - ウ インターネットや携帯電話を利用したいじめへの対応

4 いじめ問題に取り組むための組織的な対応

- (1) 学校における基本姿勢
- (2) 「いじめ対策委員会」による組織的取組
 - ア いじめ防止等に係る具体的取組
 - イ いじめ対策委員会の構成および役割分担
- (3) いじめ対策委員会の開催計画
- (4) 学校いじめ防止基本方針に基づく取組みの検証

5 重大事態への対応フロー図【学校用】 → P 6

6 いじめの対応に係る基本的な考え方

(1) いじめの防止

- 「児童等は、いじめを行ってはならない。」（推進法第4条）
- いじめは人権問題であるとの認識の下、「山口県人権推進指針」が示す、「じゆう」（自由）、「びょうどう」（平等）、「いのち」（生命）をキーワードとする人権に関する取組の意識を高め、一人ひとりを大切にする教育を展開する。

(2) 地域、家庭、学校が一体となった取組の推進

- いじめ問題への対応は人間社会から差別や偏見等の一掃につながる。
- 安心・安全な社会づくりに寄与するためにも、社会総がかりでいじめ問題への取組を推進する必要がある。

(3) 対応の視点

- いじめは、「どの子にも、どの学校にも起こりうる」との認識の下、全教職員はもとより、家庭・地域との連携を密にして、以下の4点を対応の視点として、いじめ問題への取組を推進する。
 - ・ 未然防止【いじめの予防】
 - ・ 早期発見【把握しにくいいじめを積極的に発見する】
 - ・ 早期対応【一刻も早いいじめの解決を図る】
 - ・ 重大事態への対応【生命、心身又は財産に重大な被害が生じたいじめへの対応】

7 学校におけるいじめの防止等のための具体的な事項

(1) 未然防止【いじめの予防】

ア 予防的・開発的生徒指導の充実・強化

- ① 豊かな心を育む教育の推進
 - ・ 道徳科の授業を初め学校の教育活動全体を通して、児童が温かく心を伝え合う道徳教育を推進し、お互いの人格を尊重した言動ができる人権教育の充実を図る。
- ② 教職員と児童のよりよい信頼関係作り
 - ・ 学び合いの授業作りを通して、児童同士の関係を深め、児童と教職員間の信頼関係を築く。
 - ・ 教職員自身が人権意識を高め、体罰や言葉による暴力を絶対に行わない。
 - ・ 給食時、清掃活動等に児童生徒との触れ合いを通して、子どもたちの行動を観察すると同時に、信頼関係を作る。
- ③ 児童生徒理解
 - ・ 学習ノート、連絡帳や日記等を通して、児童生徒理解に努める。
- ④ 社会体験・自然体験・交流体験の充実
 - ・ 地域訪問、動植物の飼育栽培活動、保育園や介護施設訪問、地域住民との交流など様々な体験活動を通して、地域社会における自己有用感を高め、仲間との関係を深める。
- ⑤ 児童会活動の充実
 - ・ 学校行事の主体的な運営や委員会活動・クラブ活動を通して、友達や異学年交流の大切さや成し遂げる喜びを繰り返し実感し、自分や友達の良さを認め合えるようにする。

イ 家庭・地域との連携

- ・日頃から、いじめの問題に対する学校の姿勢を機会あるごとに家庭・地域社会に示し、緊密な連携の上に、いじめに対して協働して解決を図っていく。
- ・学校評価等を活用し、保護者の声を課題把握に生かし、学校及び組織の活性化を図る。
- ・地域行事や各種の催事などへの児童生徒の積極的な参加を促す。

(2) 早期発見【把握しにくいいじめを積極的に発見する】

ア いじめの早期発見に向けた具体的な取組

① 朝の会・授業などにおける観察

- ・挨拶の様子、授業での発表の声や表情などを観察し、日ごろと違うところがないかを見取る。休み時間など教室以外の場における他学年の児童の様子も観察をし、教職員間で積極的に情報交換を行う。
- ・必要に応じて個別に相談を実施する。

② 各アンケートの実施

- ・毎週水曜日にミニアンケートを実施し、気になる記述のある児童とはその週のうちに個別相談を実施する。毎学期の教育相談週間には、より詳しいアンケートを実施する。
- ・いじめについてのアンケートを6月・10月・2月に実施し、気になる事案について対応を検討する。

③ 教育相談週間の実施

- ・6月・10月・2月に教育相談週間を設定する。詳しいアンケートをもとに、全教職員やSCなどで個別の相談を行う。

④ その他

- ・担任による学級の様子についてのチェック「学級安心バロメーターチェック」「萩市スクリーニングシート」（学期末に実施・共通理解と気になる事案の検討）

イ 家庭・地域との連携

- ・家庭・地域社会から寄せられるいじめ等の情報に対し、誠意のある対応を行う。

(3) 早期対応【一刻も早いいじめの解決を図る】

ア 早期対応に係る学校の体制づくり

- ・いじめ対策委員会にSCやスクールソーシャルワーカー（以下、SSWという）等の専門家を加え、迅速・的確かつ組織的な対応を行う。
- ・本校教職員がいじめを発見し、または相談を受けた場合には、他の業務に優先し、速やかにいじめ対策委員会に報告し、全校体制でいじめの解消に向けた取組を推進していくこととし、特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込むことのないようにする。

イ 対応する上での留意点

① いじめられている児童生徒・保護者への対応

- ・「絶対に守り通す」との姿勢を示し、全教職員で支え・守ることを約束する。
- ・本人の要望等を聴き取りながら、学校生活の様々な場面で、自信を回復させ精神を安定させていくことに努める。

・速やかに保護者との面談の時間を設定する。教職員が保護者と一緒に考え、児童のためにいじめを解決していく姿勢を示す。

② いじめている児童・保護者への対応

- ・当事者だけでなく周りの児童生徒からも詳しく事情を聴き、実態を正確に把握する。
- ・自分の言動で相手にどれほどの深刻な苦痛を与えたか認識させ、内省を促す。「説得より納得」が重要である。
- ・叱責や注意ばかりでなく、その行為の背景についても、本人の話に十分耳を傾ける。
- ・苦慮している保護者の心情に寄り添い、児童生徒のよりよい成長のために協力を依頼する。
- ・担任だけでなく、生徒指導主任を中心に複数の教職員で対応する。

③ 周りの児童（観衆・傍観者）への指導

- ・いじめられている側のつらさを理解させ、いじめを見たら制止するか、それができなくても教職員に相談するように指導する。

① いじめの解消の定義

- ・いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。少なくとも、次の二つの要件が満たされている必要がある。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この継続の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者または学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点（3か月を目安）において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じてないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談により確認する。

ウ インターネットや携帯電話を利用したインターネット上のいじめへの対応

- インターネットや携帯電話等を通じて行われるいじめは、発信された情報の高度の流通性や発信者の匿名性、非公開のSNSやコミュニケーションアプリの閉鎖性などの特性を踏まえて対応する。
- いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を確認した上で、掲示板管理者等への情報の削除依頼、当該児童生徒への情報削除の指導等、具体的対応を速やかに行い、被害の拡大を最小限に抑える。
- インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る。学校の設置者及び学校は、児童生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。

8 いじめ問題に取り組むための組織的な対応

(1) 学校における基本姿勢

- 学校は、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、「いじめ対策委員会」を中核として、一致協力体制を確立し、学校の実態に応じて、いじめ防止等について体系的・計画的かつ具体的な取組を推進する。
- いじめは、未然防止の取組が極めて重要であり、道徳教育や人権教育、そのほか健全育成に係る取組を総合的かつ効果的に推進していく。
- 児童の些細な変化に対して、「背景にいじめがあるのではないか」との危機意識をもちながら、早期発見・早期対応に努める。
- 一旦いじめであると認知された場合は、全校体制で適切・丁寧な指導・支援を行い、いじめが確実に解消するまで、粘り強く対応する。
- 児童の生活基盤である地域に対しても、いじめ防止や早期発見の必要性についての理解啓発を行い、学校運営協議会において、いじめ防止の取組等について熟議の場を設ける。

(2) 「いじめ対策委員会」による組織的取組

ア いじめ防止等に係る具体的取組

- ・ 本校のいじめ防止基本方針の策定および修正
- ・ いじめ防止基本方針に沿った実践と検証
- ・ 校内研修の企画・運営
- ・ いじめに係る情報収集
- ・ いじめ発生に係る全職員への情報提供
- ・ 対応会議に向けた報告の準備（資料1「いじめ発見報告書」）
- ・ いじめ事案への対応検討、決定（資料2「いじめ聞き取り記録票」、資料3「いじめ対応による事実確認書」）
- ・ 対応会議後の引き継ぎ

イ 構成メンバーおよび役割分担

メンバー	役割
校長	会の統括
教頭	会の招集
生徒指導主任及び関係教職員	会の運営、事態の把握、報告、情報収集、整理、実施
SC・SSW	情報提供、適宜のアドバイス、支援

(3) いじめ対策委員会の開催計画

時期	内容
6月	学校いじめ防止基本方針について（検証、修正） 学校、地域での児童の様子 いじめアンケート・いじめ事案についての対応検討
10月	いじめアンケート・いじめ事案についての対応検討
2月	いじめアンケート・いじめ事案についての対応検討 1年間の振り返り 等

(4) 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の検証

- ・ 本校「学校評価」の項目に、取組の状況を加え、検証し、今後の取組の改善に生かす。

重大事態対応フロー図【学校用】

《いじめの疑いに関する情報》

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会へ報告

《重大事態の発生》

- 教育委員会に重大事態の発生を報告（※教育委員会から市長等に報告）
 - ア「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企図した場合等）
 - イ「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

◎教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

《学校が調査主体の場合》

教育委員会の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる

◇ 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

◇ 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ 調査主体に不都合なことがあっても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな査を実施。

◇ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたづらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ アンケート結果は、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査前に、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

◇ 調査結果を教育委員会に報告（※教育委員会から市長等に報告）

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

◇ 調査結果を踏まえた必要な措置

《教育委員会が調査主体の場合》

◇ 教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力